

## 「大分なつほのか」ロゴマーク使用規則

### （趣旨）

第1条 この規則は、「大分なつほのか」ロゴマーク（ロゴタイプとシンボルマークの組合せ、以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し必要な事項を定めるものであり、県は使用者が本規則を遵守することを条件として、ロゴマークの使用を許可するものとする。

### （ロゴマークの位置づけ）

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、県が推進する大分県産なつほのかのブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進するという意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではない。

### （使用の範囲）

第3条 ロゴマークは次の各号に掲げるものに使用できるものとする。なお、ロゴタイプ及びシンボルマークはそれぞれ単独でも使用できるものとする。

- （1） 品種がなつほのかである水稲で、県内で作付されたもの。また、それを満たす水稲（玄米・白米）を販売や提供（有償・無償問わず）する場合の包装等に係るもの（米袋等）。
- （2） 加工品において（1）を満たす水稲（玄米・白米）を使用したもの。ただし、なつほのか以外の品種を混合するものについては、水田畑地化・集落営農課長が認める場合に限る。
- （3） 地方公共団体、農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で大分県産品を広く広報宣伝する効果が認められるもの。ただし、大分県産なつほのかのブランドづくり（認知度向上、利用促進、販路拡大等）に資する場合に限る。
- （4） その他、水田畑地化・集落営農課長が必要と認めるもの。

### （申請）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、県に使用許可申請をしなければならない。

- 2 前項の使用許可申請は、前条第1号については申請書（第1号様式の1）、2号については申請書（第1号様式の2）、3号については申請書（第1号様式の3）を提出するものとする。
- 3 当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）を申請書に添付し、提出するものとする。

(許可)

第5条 県は、第4条の申請があった場合はこれを審査し、ロゴマークの使用を許可するものとする。

2 前項の使用を許可したときは、使用許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の期間)

第6条 前条の使用許可の期間は、指定された期間とする。第3条1号、2号については期間を定めず、3号についてはイベント等の実施期間とする。

(使用者の責務)

第7条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- (4) 第三者認証物については、ロゴマーク単独での使用は認めず、第三者認証マークと併記すること。

(取消)

第8条 ロゴマーク使用の許可を受けた者の使用内容が、申請内容と異なる場合や不当と判断される場合は、県はその使用許可を取り消すことができる。

(損害に対する責任)

第9条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなければならない。

(その他)

第10条 本使用規則に定めのない場合及び疑義の生じた場合は、協議のうえ県の判断に従うこととする。

附 則 この規則は令和4年7月15日から施行する。